

# 安来市食育推進計画

安 来 市



## はじめに ～計画策定にあたって～

「食」は、私達が生きていく上で、欠かすことができないものであり、心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすための基本となるものです。

近年、食生活においては、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、健康志向や、食の安全性に対する関心が高まる一方、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加、地域の伝統的な食文化の喪失などの問題が生じています。

安来市におきましては、かねてより食育推進につながる施策をさまざまな分野で展開してきており、これらの食育に関する取り組みをさらに総合的かつ計画的に推進するため、安来市食育推進計画を策定いたしました。

安来市ではこの計画を家庭、地域、学校など各分野における食育活動の総合的な指針として位置づけ、市民の皆様には、食育の意義と必要性について理解を深めていただくとともに、関連計画と連携、調和を図り、食育を推進いたします。

おわりに、この計画策定にあたり、ご尽力をいただいた安来市食育推進計画策定委員の皆様をはじめ、関係機関や団体、パブリックコメントをお寄せいただいた方など、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様には心から感謝申し上げます。

平成23年3月 安来市長 近藤宏樹

# 目次

## 第1章 推進計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付	1
3	計画の期間	2
4	基本理念	2
5	基本方針	2
6	計画の進行管理と評価	2
7	計画の推進体制	3

## 第2章 食環境の現状と課題

1	食をめぐる現状	4
2	家庭の食卓の状況	4
3	朝食の欠食等の状況	6
4	生活習慣等の状況	9
5	地産地消	13
6	食の安全	15
7	その他の食環境への取り組み	16

## 第3章 重点的な取り組み

1	施策の体系	18
2	施策の展開	20
1)	食育推進運動の展開	
2)	ライフステージによる展開	
(1)	就学前における食育の推進	
(2)	学校等の食育の推進	
(3)	成人・高齢者の食育の推進	
3)	地産地消・食文化の継承活動の推進	
4)	食の安全についての情報提供	

参考資料		30
------	--	----

資料1	用語説明	30
-----	------	----

資料2	安来市食育推進計画策定過程	32
-----	---------------	----

資料3	安来市食育推進計画策定委員会設置要綱	33
-----	--------------------	----

# 第1章 推進計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

食べることは、私たちが生きていく上で欠かせないことであり、食べることによって、成長し健康を維持しています。しかし、近年の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などさまざまな問題が生じています。

このような食生活の変化に伴い、国においては、現在及び未来にわたる健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に「食育基本法」が制定されました。また、島根県においても、平成19年3月に「島根県食育推進計画」が策定されています。

安来市では食育推進につながる主要施策として、「保育や母子保健事業による食育の取り組み」や「小学校（一部中学校）学校給食の提供」、「安来市健康推進会議による健康づくり活動」、「生活習慣病予防にむけた生活習慣づくり」そして、「歯と口の健康づくり8020運動」の5つの施策を主軸として取り組んできました。

こうした取り組みをさらに充実し、子どもたちがすくすくと育ち、誰もが健康で明るく活躍するような、希望にあふれる安来市の未来を築くために、関係機関、関係者、そして住民の方々と協働で横断的かつ総合的に推進することが重要であり、このための指針として「安来市食育推進計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付

本計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく「安来市食育推進計画」として策定します。

この計画は、家庭、教育、地域などの様々な分野における食育活動の総合的な指針となるものです。

また、本計画は、各種関連計画を「食育」という観点でとらえ整合性を図っていきます。

### 3. 計画の期間

#### 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度の5年間とします。

### 4. 基本理念

1. 住民一人ひとりが、食についての意識を高め、学び、考え、食の知識を得ることにより、生涯を通じて、健康で豊かな生活を育みます。
2. 自然の恵みに触れ、体験することにより、食に対する感謝の心を育みます。
3. 家庭、教育機関、地域などが食を通じたコミュニケーションを図り、安心・安全な食生活を育みます。

### 5. 基本方針

1. 食育の基本である家庭において、望ましい食習慣の定着を図ります
2. 保育・教育機関において、食に対する正しい知識を身に付けます。
3. 農業、漁業、林業などの体験を教育に活かし、自然の恵みを大切にする心を養います。
4. 健康的な生活を送るため、食を選択・調整する力を身に付け、バランスのとれた食事や望ましい食べ方を心得ます。
5. 事業所、食品関連業者などとの連携を強め、食に関する安心・安全な環境づくりを推進します。
6. 伝統あるすぐれた食文化や地域の特性を活かした食生活を次世代に伝えていきます。

### 6. 計画の進行管理と評価

行政における「食育」に係る各課の総合的な推進体制を整備し、「安来市食育推進計画」に基づく施策が計画的に推進しているか目標の達成状況を含め、各年度に各事業の進捗状況を住民の視点に立った指標（計画—実行—評価—改善のサイクル）に基づき検証及び評価し、より実効性のある事業展開を行います。

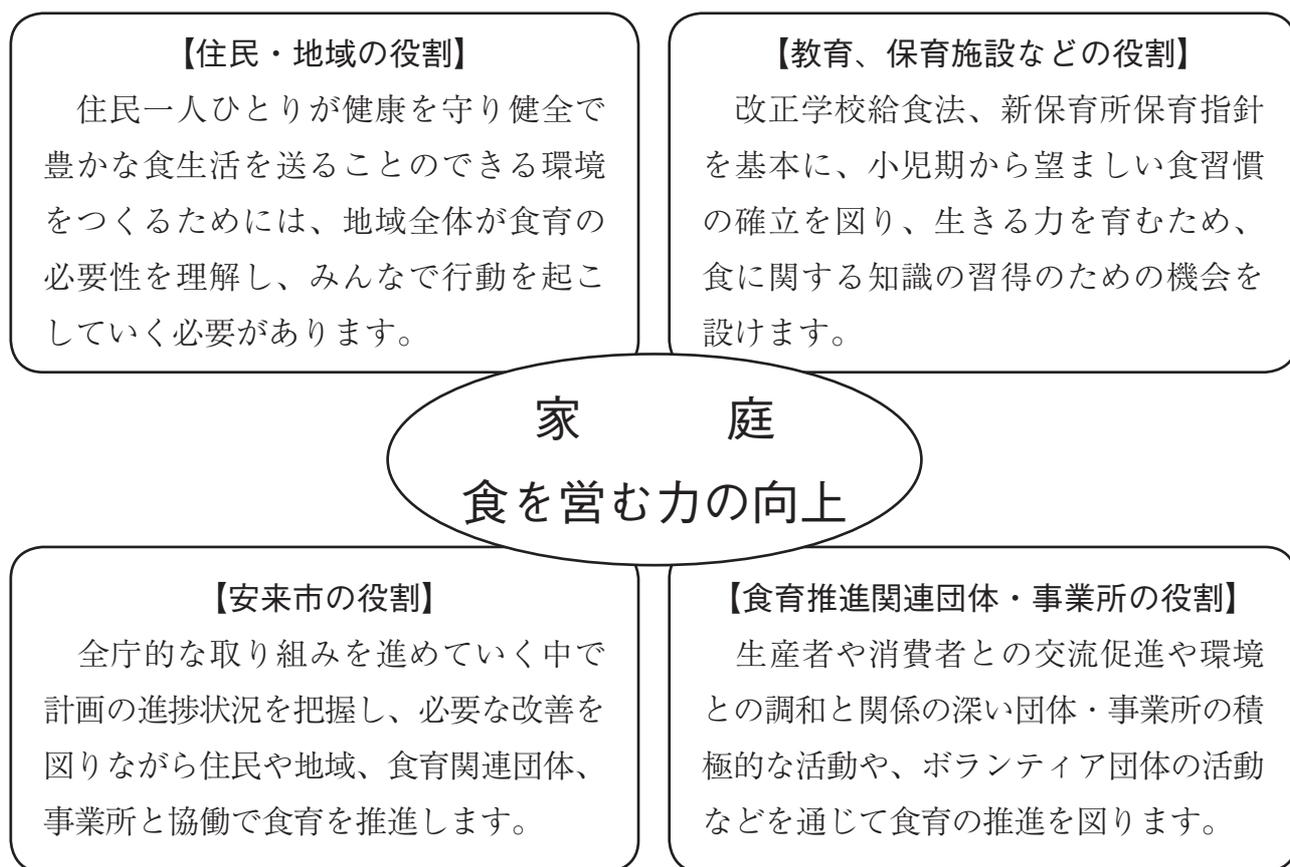
## 7. 計画の推進体制

食育とは、自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力（身体によい食品を選ぶ力・食情報を見分ける力・料理をする力、食べ物と身体の関係がわかる力・おいしい味がわかる力、食を楽しむ力）を育て、食を通じて人生を心豊かに生きていくことのできる「食を営む力」を身につけることです。

このため、食育計画の推進にあたっては、行政、住民、保育施設、教育機関、地域、食育推進関連団体・事業所などが一体となって具体的な食育施策を展開させていくことで、家庭において「食を営む力」が高まることが期待されます。

行政としては、計画の進行管理を担い、食育計画が全庁的な取り組みとなるよう、「食育月間、食育の日」を定着させるなどの機運を醸成し、総合的かつ横断的な推進体制を整備します。

また、住民、地域、食育推進関連団体・事業所や食品の販売組織へも呼びかけながら、食育に関する具体的な取り組みを展開し、家庭の「食を営む力」の向上を目指します。



## 第2章 食環境の現状と課題

### 1. 食をめぐる現状

国においては、平成17年6月に「食育基本法」が制定されるとともに、平成18年3月には「食育推進基本計画」が策定されました。

さらに、平成20年6月には「改正学校給食法」、平成21年4月には「新保育所保育指針」が施行となり、すべての人々が食を通じて健康の維持、増進を図ることの必要性について機運が高まっています。児童にあっては、心身の健全な発達と食に関する正しい理解と判断力を身につけるために、国および全国の市区町村や関係機関が食育推進にむけた施策、運動を展開することになりました。

こうしたなか、本市の食育推進に関わる計画については、これまで未策定の状況でしたが、「健康やすぎ21（第1次計画）」および「安来市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」の見直しにあたり行った意識調査、実態調査、教育機関が行った調査などを分析した結果、地域の実情を踏まえた食育に関する総合的かつ横断的な計画策定の必要性を強く認識することとなりました。

調査結果では、経済情勢のめまぐるしい変化により、家族各々が多忙な家庭生活を送るなか、食の大切さに対する意識が希薄になる傾向があり、健全な食生活が失われつつある状況が明らかになりました。このため、肥満や生活習慣病、過度の痩身などを改善し、心身の健康の増進を図ることが容易でない家庭、社会環境となっています。

また、情報の受け手である住民が食に関する正しい情報を適切に選択し、活用するために必要な知識の不足により、子どもの健全な成長にも影響を与えることが懸念されます。

こうした食をめぐる環境の改善にむけて、これまで本市において展開してきた5つの特徴的な食育施策の充実を図るために、関連計画とも整合性を図りながら、「安来市食育推進計画」を策定します。

### 2. 家庭の食卓の状況

現代の家庭の食卓の状況は、戦後、日本の社会経済構造等の環境が大きく変化するなかにあって、国民のライフスタイルや価値観、ニーズが高度化・多様化したことにより健全な食生活が実現しにくい環境となっています。

とくに、子どもが正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身につけ、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによって健全な発達ができるよう食育の基本である食習慣について普及・啓発を図っていく必要があります。

#### ○就学前期

- ・離乳食時には、保護者が介助しながら子どもだけの食事ですが、1歳前後になると家族といっしょに食事をするようになっていきます。

### ●課題

- ・核家族化、共働き家庭の増加に伴い家族で食卓を囲む機会が減少するとともに、早寝早起き等子どもにとってふさわしい生活習慣が確保できない家庭が増加しています。
- ・複合家族でも、生活パターンの多様化により、家族全員が食卓を囲むことが少なくなってきました。

### ○小中高校期

- ・「家族の大人の誰かと一緒に食事頻度」のうち、ほとんどない割合が、中学3年生で2.9%、高校2年生で9.4%でした。(図1)
- ・一部学校において、食べ物への関心や感謝の気持ちを深める事を目的として家庭で児童生徒が自らおにぎりなどを作り学校で食べる「マイおにぎりの日」を実施しています。

### ●課題

- ・塾や部活動のため帰りが遅く、家族と食卓を囲む機会がもてない家庭が増加しています。
- ・箸の持ち方、使い方が身につけていない生徒がみられます。
- ・やわらかい食事が増え、よく噛まずに食べる傾向が強まっていることから、あごの発達が低下し、学習意欲や体力に影響を与えることが心配されます。

### ○成人期

- ・30～50歳代では食事を共にする人はいるが、60歳代になると低い傾向でした。(図2)
- ・若い年代ほど、外食、インスタントの利用が多い結果でした。(図3・4)

### ●課題

- ・高齢者の孤食が増える傾向にあり、家族や地域の方などと食べる機会を作りふれあいの場をもつよう心がける必要があります。
- ・努めて家庭の団欒をもち楽しい食事の場をもつことも大切です。
- ・子どもの頃からさまざまな食材や料理、味付け等を経験することも必要です。(外食、インスタント・加工品の利用などの偏りから)

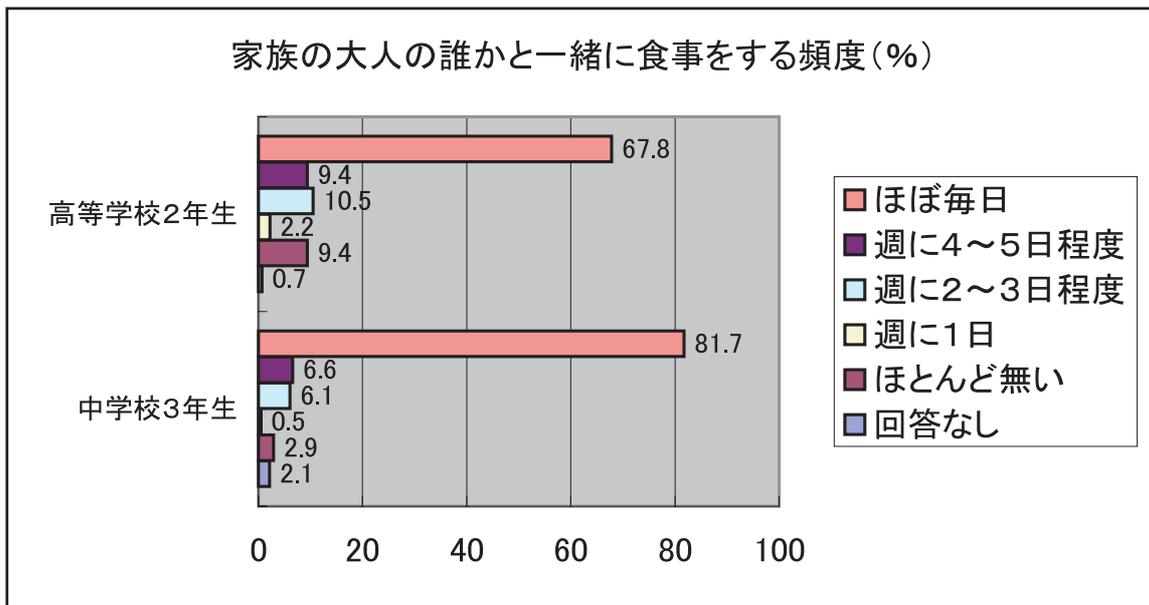


図 1 安来市次世代育成支援に関するアンケート調査より(平成21年度)

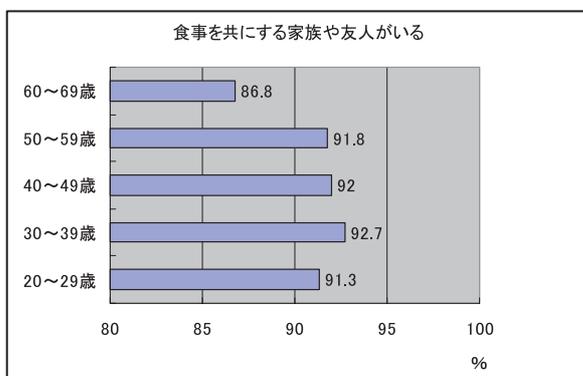


図 2 健康やすぎ21に関する健康実態調査より(平成22年度)

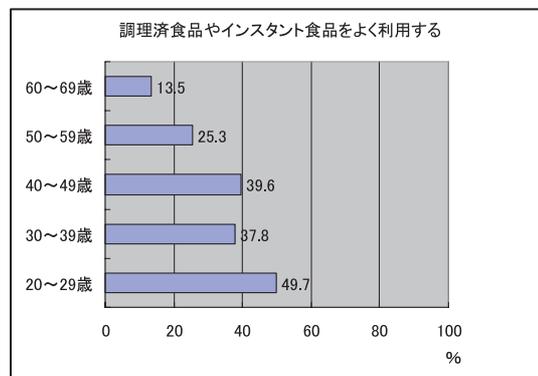


図 3 健康やすぎ21に関する健康実態調査より(平成22年度)

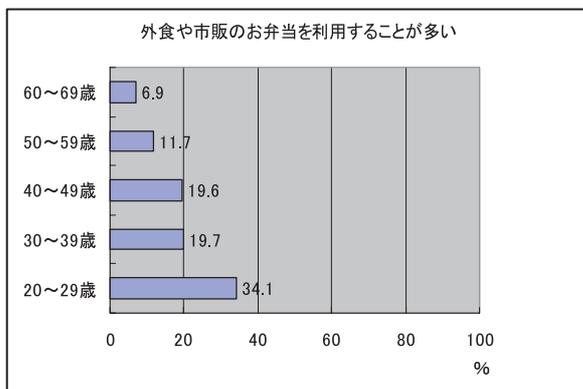


図 4 健康やすぎ21に関する健康実態調査より(平成22年度)

### 3. 朝食の欠食等の状況

朝食の欠食率は男女ともに20代が多く、平成7年度の調査以降、年次推移も増加傾向です。また、子どもについても、朝食の欠食や栄養面において不十分な家庭もあります。

朝食の欠食が影響し、昼食、夕食の食事摂取量が増えたり、間食が増えるなど、過食になることで肥満や生活習慣病などの発症を助長する可能性があり、また、午前中

のエネルギー供給が不十分なため体調を崩すことも懸念されます。

さらに、就学前期では心身の健全な発達、小中高校期においては、学習意欲の低下や体力に影響を与えるなどの問題点があります。

### ○就学前期

- ・ 3歳児の欠食の割合のなかで朝食欠食ありは8%でした。(図5)
- ・ 朝食における「主食+主菜+副菜」のバランスのとれた食事内容は31%でした。また、「主食+副菜」のうち野菜ありは10%、野菜なしは15%で、朝食で野菜を食べている子どもの割合は、41%でした。

#### ●課題

- ・ 子どもが食べたがらないのも朝食欠食の要因となっていることから、家庭における「早寝・早起き・朝ごはんのリズムづくり」が重要となっています。また、朝食を摂っている場合でも、栄養面で不十分な家庭も増加傾向にあり、栄養バランスのとれた食事をとる習慣づくりが大切です。

### ○小中高校期

- ・ 毎日朝食を食べているのは、小学生96.9%、中学3年生85.1%、高校2年生81.9%で、学年が上がるにつれて欠食率が高くなっていきます。(図6・7・8)
- ・ 小学校においては、朝食の内容をみると「主食のみ」が25%から14%に減少し、主食に何かを加えて食べるという内容の改善がみられます。「主食+主菜+副菜」のバランスのとれた朝食内容は18%から29%と増加しました。朝食を食べる児童全体の約70%が朝食の内容が不十分という結果となっています。(図9)

#### ●課題

- ・ 小学校においても朝食を毎日食べることや、摂取バランスの大切さを児童、保護者に対して授業や学校行事等を通じて繰り返し指導していく必要があります。

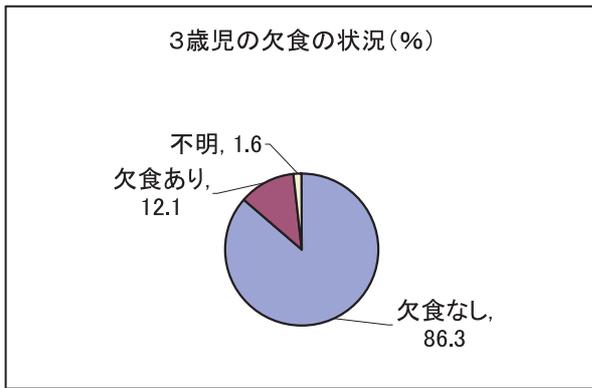


図 5 3歳児幼児健診のアンケートより(平成21年度)

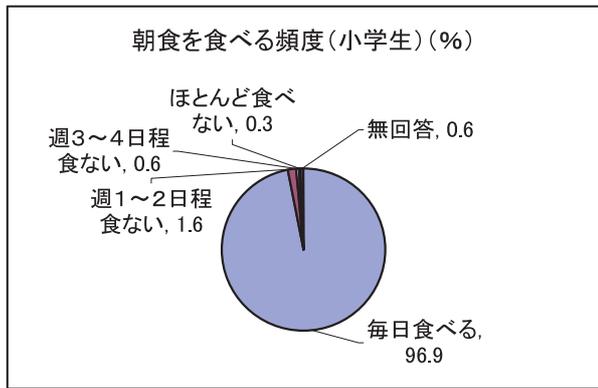


図 6 安来市次世代育成支援に関するアンケート調査より(平成21年度)

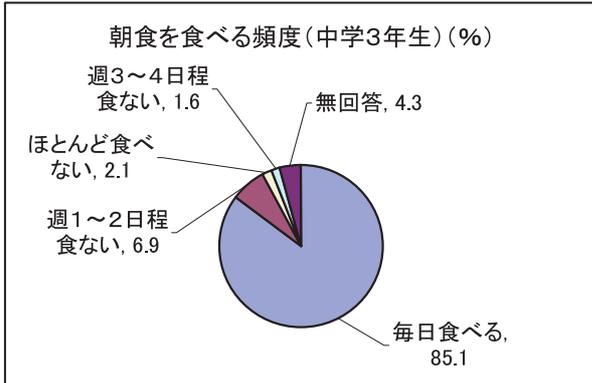


図 7 安来市次世代育成支援に関するアンケート調査より(平成21年度)

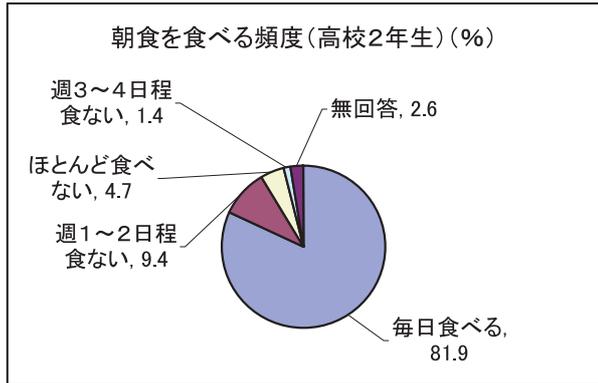


図 8 安来市次世代育成支援に関するアンケート調査より(平成21年度)

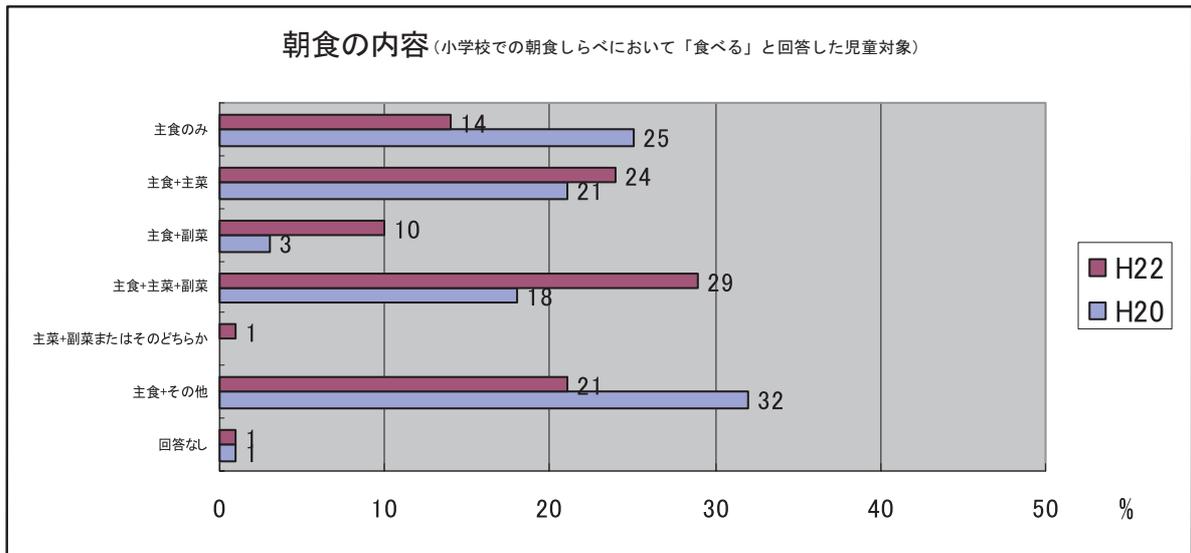


図 9 小学校5年生を対象として平成20年と22年の状況を比較調査

### ○成人期

- ・若い年代ほど朝食を毎日食べないことがある割合は多くなっています。(図10)
- ・今後、朝食の欠食習慣をもつ若い世代が親になると、朝食を食べる基本的な食習慣が次世代の子どもに習慣化されない傾向があります。

### ●課題

- ・若い世代から、毎日朝食をとる生活リズムが必要となっています。
- ・栄養バランスのとれた朝食を選択できる力や調理できる力を養うことも必要です。

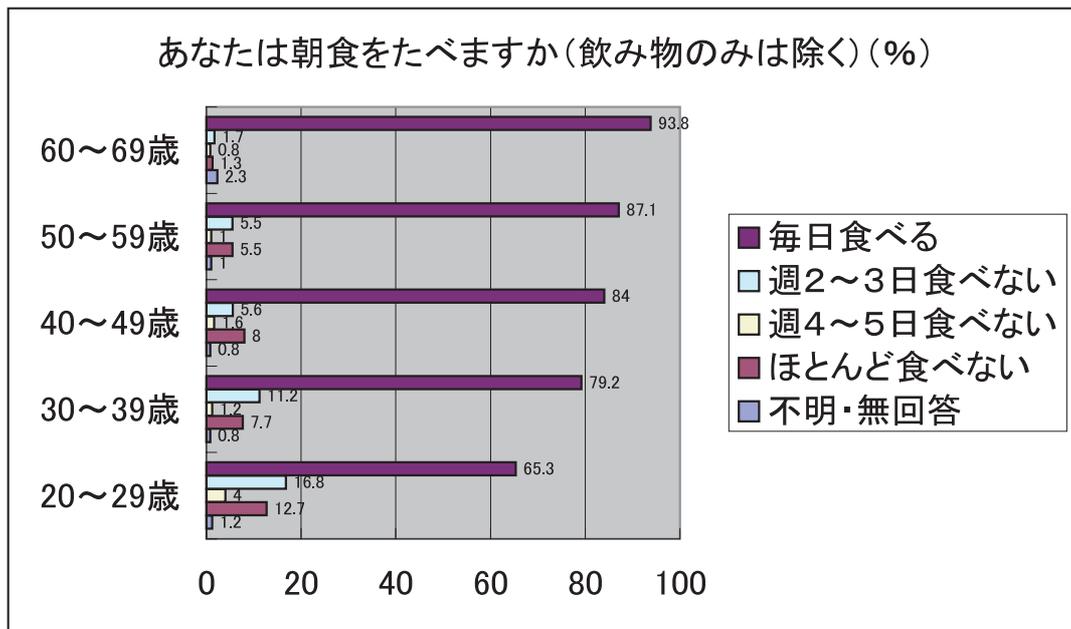


図 10 健康やすぎ21に関する健康実態調査より(平成22年度)

#### 4. 生活習慣等の状況

健康的な生活習慣づくりを目指すためには、家庭において食べ物を選択、調整する力を身につけることが必要です。

就学前期、小学校、中学校期においては、「食を営む力」を向上させるために、「保育所保育指針」の改定に伴い保育を通じた食育の推進、小中学校の「特色をいかし、きめ細やかな指導ができる給食の提供体制」を活かす取り組み、「学校給食法」の改定による栄養教諭制度の導入など、食育を教育に取り入れるなど推進体制の充実が図られているところです。

また、正しい生活リズムを確保するために「早寝・早起き・朝ごはん」運動を給食関係機関、PTA、地域の方々と協働で推進してきました。

成人期においては、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を目指して、食生活の見直しや運動の習慣化を図るなど、職場や地域を基盤にして啓発に努めているところです。あわせて、よく噛んで食べる「食べ方」の支援など食と歯・口の健康づくりとして8020運動を推進しています。

##### ○就学前期

- ・「主食+主菜+副菜」の栄養バランスが確保できていないため、栄養面で不十分な家庭が増加傾向にあります。
- ・乳幼児健診等で基本的な生活習慣や望ましい食習慣の定着について普及・啓発を行っています。
- ・発育・発達段階に応じた離乳食教室を行っています。
- ・フッ化物洗口を実施している保育施設は、現在18施設です。

## ●課 題

- ・遅寝・遅起きの子どもの多く、幼児期に正しい生活リズムをつけるために子育て家庭に対する啓発が必要です。
- ・おやつの食べ過ぎ、カロリーの高い飲み物が影響して、食事をとれない子どもがみられます。生活リズムを整え、「空腹感」をつくる工夫を広めていく必要があります。
- ・子どもの食に関する保護者の不安や負担を軽減するために、食に関する知識を得る場を積極的に設けていくことが必要です。
- ・小児期から歯への関心を高め、歯の手入れをしていくような効果的な啓発活動をどのようにしていくかが課題となっています。

## ○小中高校期

- ・小中学校の児童生徒の栄養状況は、極端な異常（肥満・痩せ）は少なくなっています。
- ・安来市では、小学5年生・中学2年生を対象に、総コレステロール等の脂質、貧血などの血液検査を実施し、この結果により、医療機関の受診、個別指導等を行っています。
- ・発達段階に応じた生活習慣の指導を行っています。
- ・乳歯から永久歯への交換期となる児童に対し小学校では、歯科衛生士などを招いた歯磨き（ブラッシング）指導を行う「歯科教室」を年1回程度、実施しています。
- ・小中高校において定期歯科健診を行っています。

## ●課 題

- ・習い事などで帰宅が遅いことや、メディア接触の時間が長いことなどで夜更かしをする児童生徒もみられます。正しい生活リズムが確立されていない傾向が伺えます。学校・家庭・地域が連携し、正しい生活リズムの確保について取り組む必要があります。
- ・小学校の高学年になると歯垢の付着がみられ、歯肉の状態が悪い児童の割合が県と比較して高くなる傾向にあります。

## ○成人期

- ・野菜を1日3回食べている人は約3割でした。（図11）
- ・年代が若いほど調理済食品やインスタント食品、市販のお弁当あるいは外食をよく利用しています。（図3・4）
- ・現在の食生活をよいと思っている人は、「大変よい」と「よい」で約4割でした。問題があると感じている人は半数を超えています。食生活を見直し改善するための機会があれば改善できる人も多いと推定できます。（図12）
- ・適切なBMI（18.5～25未満）の人は約7割で、肥満傾向（BMI25以

上) の人は約 2 割でした。(図 1 3)

- ・女性の体重を減らしたい人の中には適正体重の人が多く見られました。(図 1 4)
- ・8020運動を知っている人は約6割でした。(図 1 6)

●課題

- ・適正なBMIの理解と体力づくりについて思春期からの啓発が必要です。
- ・適正体重・適正カロリーについての理解を深めることも大切です。
- ・若い世代から食育を通じて適切な食習慣をつくることや適切な生活習慣についての理解を深めていく必要があります。
- ・健診を定期的に受診し、自分の体の状態を知り、自分の適正体重、適正カロリーや栄養バランスなどの食習慣の改善に努める必要があります。
- ・飲み物については、コーヒー飲料が最も多く購入されています。市販の飲料についてもその成分等について学習、啓発する必要があります。(図 1 5)
- ・小児期から歯と口の健康についての関心を高め、よく噛んで食べることや歯の手入れについて啓発が必要です。

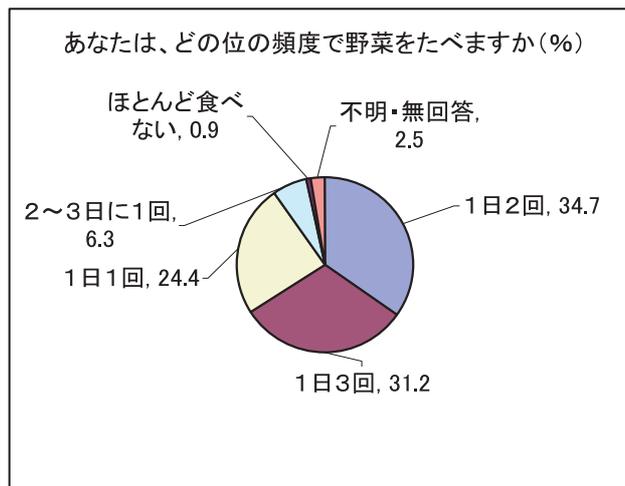


図 11 健康やすぎ21に関する健康実態調査より(平成22年度)

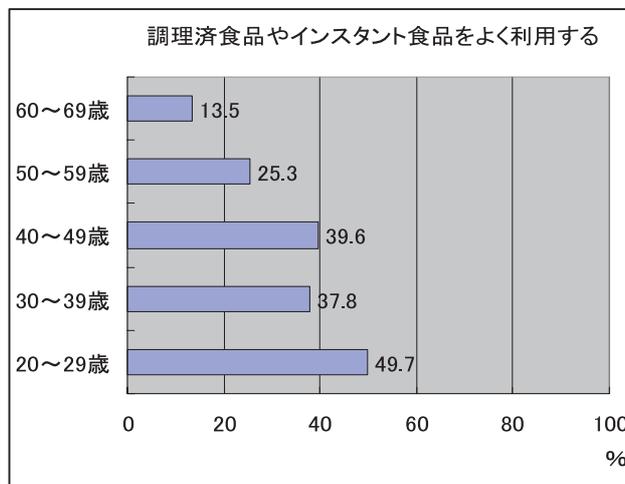


図 3 健康やすぎ21に関する健康実態調査より(平成22年度)

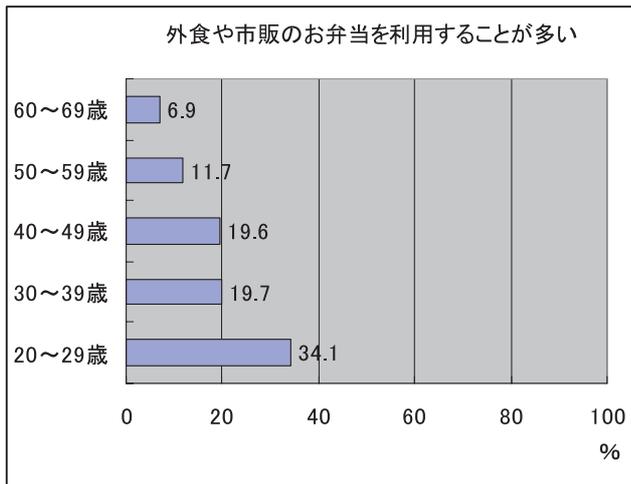


図 4 健康やすぎ21に関する健康実態調査より (平成22年度)

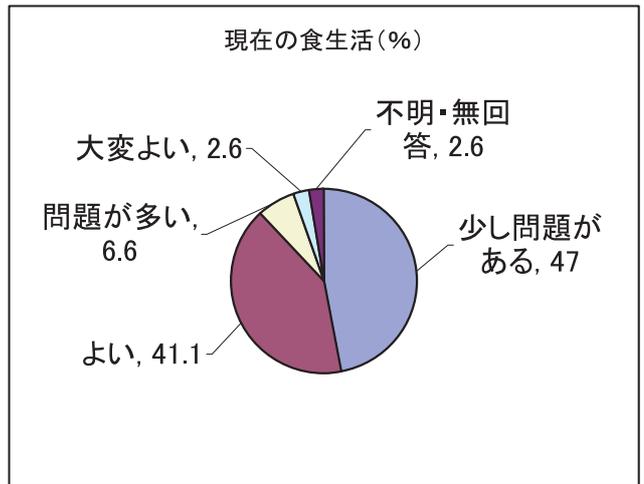


図 12 健康やすぎ21に関する健康実態調査より (平成22年度)

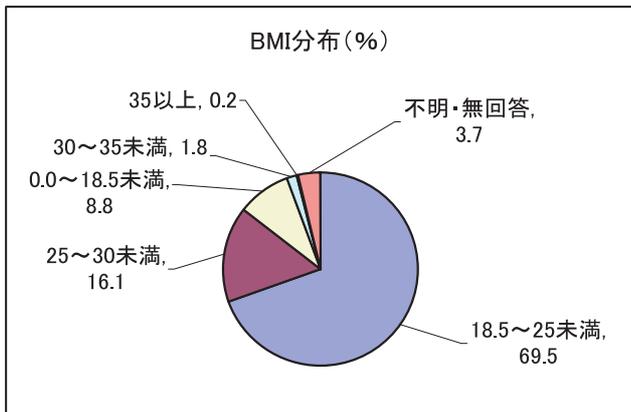


図 13 健康やすぎ21に関する健康実態調査より (平成22年度)

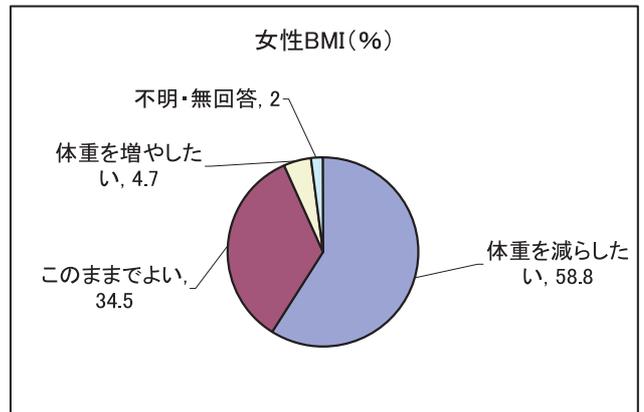


図 14 健康やすぎ21に関する健康実態調査より (平成22年度)

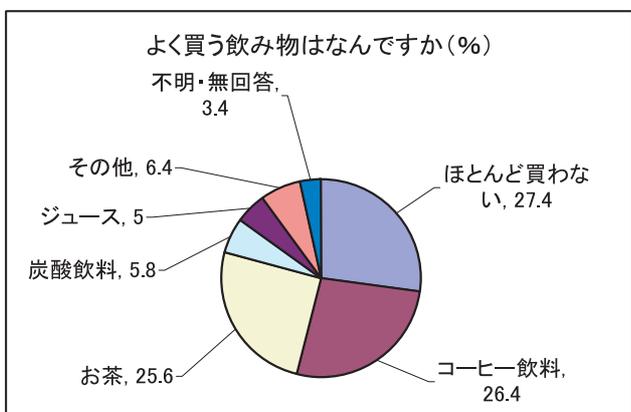


図 15 健康やすぎ21に関する健康実態調査より (平成22年度)

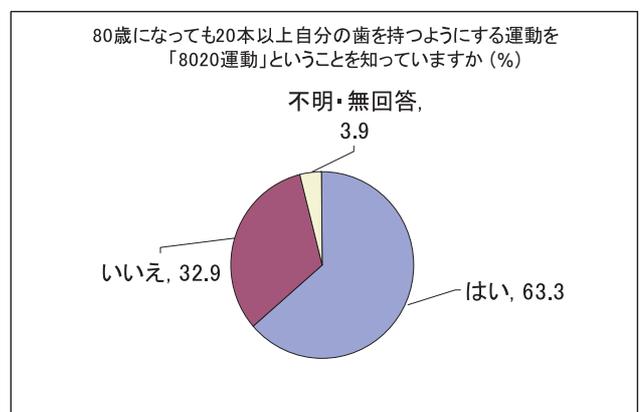


図 16 健康やすぎ21に関する健康実態調査より (平成22年度)

## 5. 地産地消

望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるためには、保育施設や学校の給食を通じて地産地消を推進させることが必要です。

農業・漁業・林業などの体験を教育に活かし、自然の恵みを大切にすることを養うことや伝統的な食文化を次世代に伝えていくためにも、食生活改善推進協議会をはじめとする関係機関の活動と連携し、取り組みます。

### ○就学前期

- ・幼稚園・保育施設において、畑などで、さつまいも、ミニトマトなどの野菜を栽培しています。（一部の園では、保護者や地域の人たちと一緒に栽培しています。）
- ・畑で作った野菜を使ってクッキング体験を行っています。
- ・笹巻き・餅つきなど季節の食を保護者や地域の方と一緒に作って食べることも行っています。
- ・保育施設で提供する給食においては、安来市内授産施設の農産物を一部利用しているほか、生産農家と直接提携による購入、安来市内農園直送野菜の使用、仕入れ業者にできるだけ安来市産のものを納品してもらうよう依頼などして地産地消に努めています。
- ・保育施設において、食生活改善推進員とともに芋ほりやおやつ作りをしています。
- ・幼稚園では、野菜の栽培等を通じて、ものを植える、育てる、収穫する楽しみを感じています。畑仕事や草取りなど家で手伝いをするようになったと言う意見も聞いています。
- ・在宅養育家庭に対しては、子育て支援センターのイベントで笹巻き作りや餅つきを食生活改善推進員とともにやり継行事を通じながら地域の食文化を体験する機会をもうけています。

### ●課題

- ・幼稚園・保育施設での食文化等の体験は多く行われていますが、地産地消、地域の特性を活かした食生活などについての保育・教育の充実が必要です。
- ・在宅児への地産地消・食文化の働きかけが十分にできていない状況です。
- ・保育施設で提供する給食について、安来市内の農家から購入できるような体制、しくみのあり方について検討する必要があります。

### ○小中高校期

#### 【小学校】

- ・農業体験を全小学校で実施しています。具体的には、地域の方や保護者と一緒に稲作体験・たけのこ堀・さつまいも、あすっこ、大根、なす、キャベツ、とうもろこしなどの野菜栽培を行っています。
- ・栽培した野菜・季節の行事料理などの料理体験を行っています。

- ・栄養教諭が「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」この6の目標を基本に食に関する授業を行っています。
- ・地場産物・地域の特性を活かした食事・季節の行事食を取り入れた献立による給食を実施しています。（4月さくら寿司・5月茶めし・6月かしわ餅など）
- ・地域の方、保護者、調理師との交流給食を行っています。
- ・児童会活動で食に関する放送などを行っています。
- ・小学校給食（伯太中学校含む）において、地場産物の使用率は、島根県全体の数値を上回る状況でした。米と乳製品のうち牛乳（飲用）については、全て安来市産を使用しています。野菜類については、学校単位での安来市産使用の取り組みがされており、高い使用率となっています。
- ・農業を実体験することにより、米や野菜、農業従事者への感謝の気持ちがあらわされるようになります。

#### 【中学校】

- ・中学校において食育を学校として取り組んでいるのは、全5校のうち2校です。
- ・栄養教諭による食に関する指導を行っています。
- ・安来市産の食材にこだわった調理実習を行っています。
- ・醤油作り体験を行っています。
- ・食品添加物、地産地消、食文化についての学習の場を設けています。
- ・配膳の仕方、盛り付け方などの習得ができています。（伯太中学校給食）

#### 【高等学校】

- ・畑での野菜栽培など選択科目として週3時間授業に取り入れています。非常に人気の高い科目となっています。（1つの高校で実施）
- 生産者の立場の理解・無農薬栽培の理解・幼稚園児との交流などを行っています。

#### ●課題

- ・小学校での食文化等の体験は多く行われているが、地産地消、地域の特性を活かした食生活などについての学習が少ない状況です。
- ・小学校給食については、（伯太中学校含む）鮮度も良く安心・安全である安来市産の食材の使用を推進していますが、安来市内の農家から直接仕入れるため、数量や形、大きさなどの安定した調達ができないことが課題となっています。
- ・中学校・高等学校での農業体験や食に関する学習等の取り組みや林業・漁業などの体験が十分ではない状況です。

#### ○成人期

- ・安来市食生活改善推進員が地域で食生活改善のための活動を展開しています。継続した地道な活動から安来市食生活改善推進員の認知度が少しずつ上がっており活動の場が広がりを見せています。
- 活動例）・伝統料理や季節感を捉えた行事食等の食文化の伝承が行われていま

す。（島根総合福祉専門学校や地域の中での調理実習）

- ・食生活改善のための料理教室（男の料理教室等）や地区ボランティアの参加による教室、イベントを開催しています。
- ・安来市、中国四国農政局島根農政事務所、やすぎ農業協同組合他7団体による「安来農林振興協議会」の地産地消部会が次のような活動しています。  
直売所等の活動（やすぎ直売組織ネットワークなど）や青空市により地産地消を推進しています。  
交流事業（農業体験）、農商工連携活動として、やすぎ特産品フェア、いちご加工商品開発、いちごスイーツコンテストなどを実施しています。

#### ●課題

- ・安来市産の作物の生産から活用方法までの学習の機会を増やす必要があります。
- ・安来市産野菜等の入手・活用方法についての情報提供に努める必要があります。
- ・直売所などの野菜の出品数が安定せず、地産地消を推進するにあたっての課題となっています。
- ・農業従事者の高齢化が心配されています。
- ・安来市産の作物を利用した加工品開発が必要です。
- ・食生活改善推進員の養成が必要となっています。

## 6. 食の安全

健全な食生活を実践するには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身につけることが重要です。

このため食品の安全な取扱い方法や選び方等の安全性に関する基礎的な情報や知識の提供の場について、行政と事業所、食品関連業者などとの連携により、食に関する安心・安全な環境づくりを推進します。

### ○就学前期

- ・保護者に対し、乳幼児健診や離乳食教室等で、安全な食材の選び方や正しい知識について、普及・啓発しています。
- ・保育施設では、除去食を必要とする園児に対して、アレルギー反応・アナフィラキシーショックの有無を確認し、保育所と家庭の取り組みを統一して、安心・安全な食事を提供できるようアレルギー疾患診断書と除去食指示書の提出を義務化しました。

#### ●課題

- ・保護者の意向により除去を継続している事例もあり、主治医の除去食指示書を通じ、就学までにできるだけ多くの食材を食べることができるよう家庭支援を図っていくことが必要です。

## ○小中高校期

- ・小学校給食（伯太中学校含む）では、食品表示を確認し、着色料、保存料の少ない食材を使用するようにしています。
- ・授業では、食品表示などを利用して食品の情報を把握し、品質や使う目的に合ったものを選ぶ指導をしています。

### ●課題

- ・（財）島根県学校給食会などを通じて仕入れる食材には、食品表示がありますが、今後は個人商品への表示をすすめていくことが必要です。

## ○成人期

- ・地区健康推進会議の活動の一環として、食の安全についての健康教室を実施しています。

### ●課題

- ・食品表示についての理解と確認について普及啓発を図る必要があります。
- ・サービス産業（外食産業）での栄養成分表示による協力店を増やすことも必要です。

## 7. その他の食環境への取り組み

食育の推進は、子どもや成人および高齢者に対する健康施策および教育などの各分野が十分に連携し効果的な施策を展開する必要があることから、行政関係部課が横断的に食育を推進させることができるよう、この計画に基づく「庁内総合推進体制」を早急に整備します。

就学前期の家庭においては、核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化などが影響し、家庭の養育力が低下している傾向にあるため「子育て支援事業」を通じ、食育に関する情報や知識の提供の場を設けていきます。

また、食育に対する住民の方々の認知度を高める必要があることから、地域において食育が一層推進されるよう、行政と関係機関とで組織する「安来市健康推進会議」の活動を通じ、食育に関する機運の醸成を図るための普及啓発活動を住民の方々と協働で推進します。

## ○就学前期

- ・平成21年度に行った次世代育成支援に関する意識調査では、日頃の子育ての悩みとして、就学前児童の保護者の場合、「食事や栄養」が2番目となっています。（図17）

### ●課題

- ・核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化などが影響し、家庭の養育力が低下している傾向にあり、食育に関する情報や知識の提供の場を行政や関係機関が積

極的に設けていく必要があります。

### ○成人期

- ・食育について知っている人は「よく知っている」と「まあまあ知っている」を合わせて約6割です。(図18)
- ・「食育」の認知度は高くなっていますが、食べ物大切さや食の知識を身につけ食を選択する力を養うことなどの理解が不十分です。

### ●課題

- ・「食育」の普及・啓発を一層推進させていく必要があります。

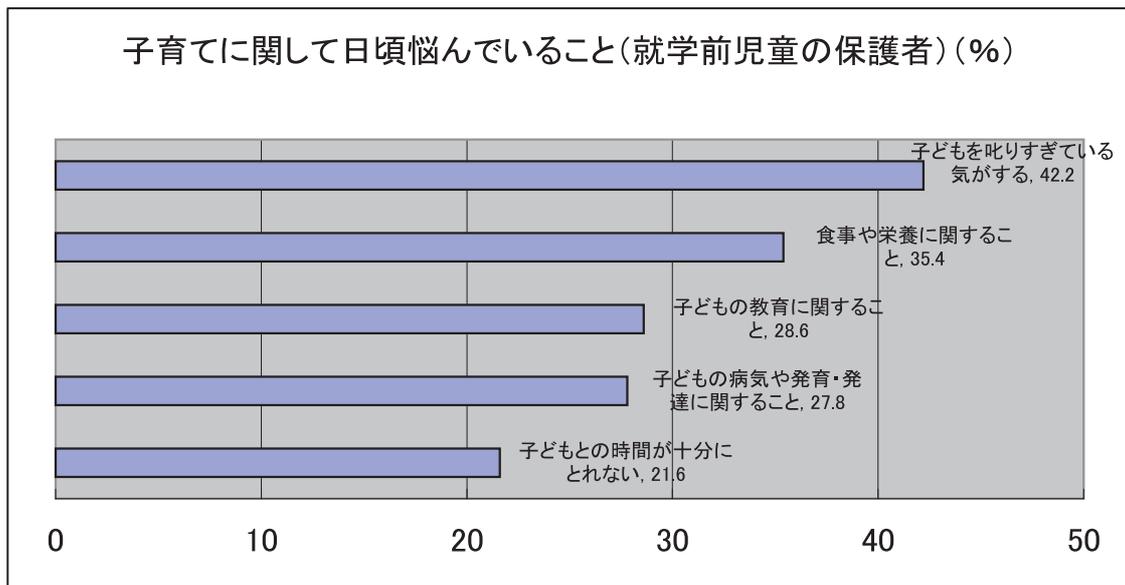


図 17 健康やすぎ21に関する健康実態調査より(平成22年度)

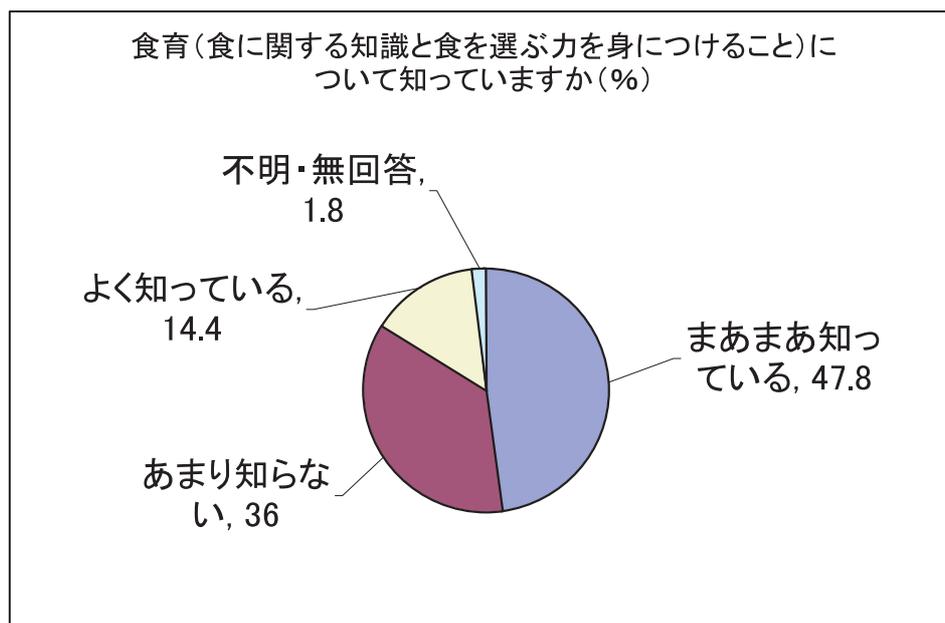
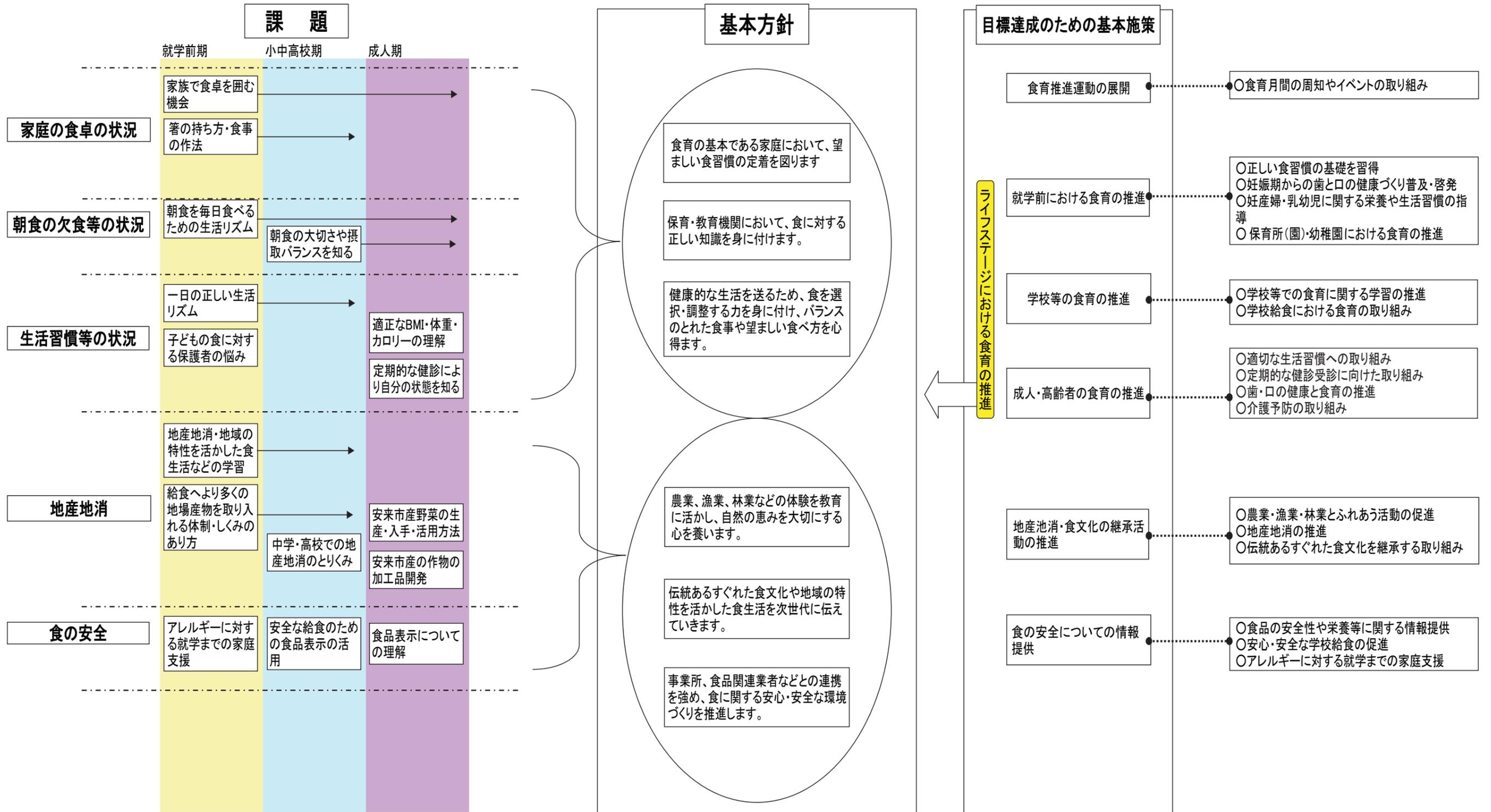


図 18 健康やすぎ21に関する健康実態調査より(平成22年度)

# 第3章 重点的な取り組み

## 1 施策の体系



## 2. 施策の展開

### 1) 食育推進運動の展開

食育の推進にあたっては、国や地方公共団体、保育・教育機関、生産者、食品関連業者、消費者、ボランティア団体などが、食をめぐる問題に対して共通の認識を持ち、食育に関心を持てるように取り組むを行います。

#### ☆食育月間の周知やイベントの取り組み

毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、にあわせての各種広報媒体やイベント等を利用して、食育の周知と推進を図ります。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政・地域・ 企業 ↓ 家庭・地域	◎「食育月間」「食育の日」キャンペーンの実施	毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」に各種イベントや広報を行い食育運動を呼びかける	—	実施	教育委員会・いきいき健康課・子ども未来課
行政・JA他 8団体 ↓ 消費者・地域	●地産地消推進事業 (安来農林振興協議会)	普及奨励事業の農商工連携活動としてのイベント開催する ・やすぎ特産品フェア ・いちごスイーツコンテスト	実施	実施	農林振興課

## 2) ライフステージによる展開

### (1) 就学前における食育の推進

妊娠・乳幼児期は、保護者にとっては妊娠や出産を通して食に対する意識を見直しやすい時期であり、子どもにとっては「食」に初めて出会う時期です。家族や友達とのふれあいを通して、食の楽しさを実感し、精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会を増やしていけるよう推進していきます。

#### ☆正しい食習慣の基礎を習得

早寝、早起きをして、朝ごはんをバランスよくしっかり食べるなど、家庭において基本的な生活習慣を身につけることができるよう普及・啓発をしていきます。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 子ども、家庭	●乳幼児健康診査	4か月児健診、9か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診における栄養相談の中で食事・飲み物の望ましい食習慣の定着を図る	実施	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 家庭	○子育て支援センタープレイルームイベントでの「食育」に関する事業の展開	「食育」に関連した内容を学習する事業を展開する	実施 (6講座)	実施 (8講座)	子ども 未来課

#### ☆妊娠期からの歯と口の健康づくり普及・啓発

生涯おいしく楽しく食べるためにも、歯と口が健康であることが必要です。そのために、生涯を通じた口腔ケアを早期より確立できるよう、妊娠期より歯と口の健康づくりを普及・啓発していきます。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 家庭	●妊婦歯科健診	むし歯や歯周病にかかりやすくなる妊娠中に、歯科検診を受診し、口腔内の状態を良好に保ち、安心安全な妊娠出産を目指すとともに出産後の乳児のむし歯予防につなげる	実施	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 子ども、家庭	●乳幼児健康診査時ブラッシング指導	9か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時にブラッシングやむし歯予防について説明する	実施	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 子ども、家庭	◎かみかみ教室	生後10か月～18か月の児を対象に、離乳食の進め方、歯の手入れの方法等について正しい知識を習得するための講習会	-	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 子ども	○保育施設での歯科衛生士によるブラッシング指導	幼児期からの生活習慣確立につながるよう学習の場を設定する	19保育所 (園)	20保育所 (園)	子ども 未来課
行政 ↓ 子ども	○保育施設でのフッ化物洗口	永久歯のむし歯予防対策として効果の高いフッ化物を用いた洗口を実施し、幼児期におけるむし歯本数の低減を図る	18保育所 (園) (322人)	20保育所 (園)	子ども 未来課

## ☆妊産婦・乳幼児に関する栄養や生活習慣の指導

妊娠・授乳期の食事や離乳食をはじめとした子どもの食事について栄養相談などを行い、家庭の望ましい食習慣の定着を図るとともに食事に対する不安を解消し、発育・発達段階に応じた子どもの「食べる力」を育めるよう支援していきます。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 家庭	○マタニティ教室の実施	望ましい食事のとり方、食習慣についての情報提供や助言を実施。また、歯科衛生士による歯の管理について実施する	実施 マタニティ教室 前期 年3回 後期 年3回	実施 マタニティ教室 前期 年4回 後期 年4回	子ども 未来課
行政 ↓ 家庭	●「妊産婦のための食生活指針」の普及・啓発	母子保健手帳交付時に、リーフレットの配布をする	実施	実施	子ども 未来課
行政 ↓ 家庭	●離乳食教室の実施	生後5～7か月、8～11か月の発育・発達の段階にあわせた、離乳食指導や相談を実施する	年24回	年24回	子ども 未来課
行政 ↓ 家庭	●子育て総合相談窓口	離乳食や子どもの食事についての相談に対応する	実施	実施	子ども 未来課

## ☆保育所（園）・幼稚園における食育の推進

食べることは生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ね、自ら食することの楽しみを助長することにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とします。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
保育所（園） ↓ 家庭	●家庭での食育の関心への啓発	お便り、献立表、レシピ等の配布をする	実施	実施	子ども 未来課
保育所（園） ↓ 家庭	●保育参観日に試食会の実施	食事の様子を見てもらい、献立や食事のマナーなど家庭での食生活を考える機会にしてもらう	実施	実施	子ども 未来課
保育所（園） ・幼稚園 ↓ 子ども・園児	●菜園活動・クッキング	自分で栽培、収穫したものや調理したものを喜んで食べ、意欲的に食に関心のもてる環境をつくる	実施	実施	子ども 未来課 ・ 教育委員会
保育所（園） ・幼稚園 ↓ 子ども・園児	●食文化との出会い	地域の特性を活かした食生活に触れ伝統的な日本特有の食事を体験する。また、気持ちのよい食事をするマナーを身につける	実施	実施	子ども 未来課 ・ 教育委員会

## (2)学校等の食育の推進

家庭や学校を中心とした生活の中で、生涯を健康に過ごせるための食生活に必要な知識や判断力を身につける基礎づくりのための指導の充実を図ります。

子どもの生活習慣を見直し、より良い生活リズムを身につけるように、家庭、地域と連携を図ります。

### ☆学校等での食育に関する学習の推進

給食時間、家庭科をはじめとする各教科で、食に関する指導の充実を図ります。

養護教諭を中心に食と健康、生活習慣について指導の充実を図ります。

栄養教諭により「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」この6の目標を基本に食に関する指導を行います。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者	●栄養バランスの良い朝食摂取の推進	学校においても朝食を毎日食べることや、摂取バランスの大切さを生徒、保護者に対して授業や学校行事等を通じて指導する	実施	実施	教育委員会（全小学校・中学校）
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者	◎学校での食に関する相談の実施	参観日や夏季休業日に生徒、保護者を対象に、食に関する悩みの相談窓口の開設する	－	実施	
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者・地域	○生活習慣の意識づけの推進	生活の状態をチェックする表などの利用や、適正なメディア接触を促す運動を通じてよりよい生活習慣が定着するよう指導する	実施 (一部学校)	実施 (全学校)	
学校・地域 ↓ 児童・生徒	◎食に関するマナーや調理技術の向上を図る	小学校・中学校において、食のボランティアなどと協力し、授業や調理実習などを通じて食に関するマナーや調理技術を積極的に学習する	－	実施	
学校 ↓ 児童・生徒・ 保護者	○歯科検診の結果を基に歯科教室の充実を図る	歯科衛生士による歯科教室を実施する 家庭で取り組めるよう指導する	実施 (一部学校・ 一部学年)	実施 (全学校・全 学年)	子ども未来課・教育委員会 (全小学校・中学校)

## ☆学校給食における食育の取り組み

学校給食は、食に関する指導の「生きた教材」として活用しています。繰り返し望ましい食事を「見て」「味わって」「食べる」ことで正しい食事の食形態や食に対する知識を学ぶ事を実践しています。家庭、地域との連携を図る事も積極的に取り組んでいきます。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 学校	●地域ブランドとしての「やすぎどじょう」の活用	地域色あふれる特産品としてのどじょうを学校給食に食材として取り入れる	実施 (一部学校)	実施 (全学校)	農林振興課
行政・学校 ↓ 児童・生徒	○学校給食における地場産物使用の充実	学校給食に食材として地場産物を取り入れ児童生徒の食への関心と理解を深めるよう指導する	実施	実施	教育委員会(全小学校・伯太中学校)
行政・学校 ↓ ↑ 地域・食品製造者		地域生産者から学校給食へ食材が計画的に仕入れできる体制作りを促進する	—	実施	教育委員会・農林振興課
学校 ↓ 児童・生徒	●全小学校・伯太中学校ごとの特色をいかし、きめ細やかな指導ができる学校給食の実施	学校ごとに、ゆきとどいた献立を通じて児童生徒に食育を指導する	実施	実施	教育委員会(全小学校・伯太中学校)
		バイキング方式・カフェテリア方式などを取り入れ、食品を選択することを指導する	実施 (一部・年数回)	実施 (全学校・年数回)	
学校 ↓ 児童・生徒	○学校給食に米飯を取り入れ安来市産米の良さを指導	全小学校・伯太中学校における学校給食で米飯給食を実施して日本の食文化について指導する	実施 週3回	実施 週4回以上	教育委員会(全小学校・伯太中学校)
		米飯給食の日には、「いりこ」などの献立を取り入れ、カルシウム摂取と硬いものを食べる効果について指導する	実施 (一部学校)	実施 (全学校)	
学校 ↓ 児童・生徒・保護者	○学校給食の試食会・給食参観の実施	保護者が学校給食を食べることにより給食を通じて食育への理解を深める	実施 (一部学年)	実施 (全学年)	

### (3)成人・高齢者の食育の推進

いつまでも健康的でいきいきとした生活を送ることができるように、栄養バランスや適正な摂取カロリー、薄味等、体にやさしい食習慣への生活改善を推進していくため、地域の人材や関係機関と連携しながら一人ひとりが自己の生活習慣を振り返り、望ましい食習慣への改善を目指して施策を推進します。

#### ☆適切な生活習慣への取り組み

健康教室や調理実習を通して、栄養バランスや適正な摂取カロリー、薄味等、体にやさしい食習慣への生活改善を推進していくため、地域の人材や関係機関と連携しながら一人ひとりが自己の生活習慣を振り返り、望ましい食習慣へ改善できるような施策を推進します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 地域	●栄養相談事業	栄養士による栄養相談	実施	実施	いきいき健康課
行政 ↓ 地域	●食習慣の改善に向けた健康教室	医師、歯科衛生士、栄養士、保健師等による健康づくりのための健康教室や講演の実施 適正な栄養バランス、摂取量、食べ方、飲み物についての啓発活動	実施	実施	いきいき健康課

#### ☆定期的な健診受診に向けた取り組み

日頃の生活習慣の振り返りや、自己の健康管理のために1年に1回は検診・健診を受けていただけるように受診勧奨のための普及・啓発や受診しやすい環境整備を推進します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 地域	●健康診査受診促進事業	健康診査の受診勧奨	実施	実施	いきいき健康課

## ☆歯・口の健康と食育の推進

健康で豊かな心と体づくりには、食物を口に入れ、かみ、味わい、飲み込むことが一連の流れとなります。こうした歯と口の健康づくりが食育の推進につながっています。

よく噛んで食べる「食べ方」の支援を含め健康の保持・増進を目指して施策を推進します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 事業所	●歯はいのち講座	事業所を中心に歯と口の健康について講座	実施	実施	いきいき健康課

## ☆介護予防の取り組み

高齢者に応じた食生活支援と口腔機能(咀嚼、嚥下、唾液分泌など口の働き)の向上を図り、介護予防と生活意欲の向上を目指した施策を推進します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 住民	(一次予防事業) ●口腔機能向上支援事業	65歳以上の方を対象にした口腔機能の維持・向上を目指した歯科衛生士からの講座	実施	実施	高齢者安心課
行政 ↓ 住民	(一次予防事業) ●栄養改善ボランティア育成事業	地区ボランティアを育成し、食事提供と安否確認の実施	実施	実施	高齢者安心課
行政 ↓ 住民	(二次予防事業) ●口腔機能向上支援事業	歯科医療機関での口腔機能の維持・向上を目指した口腔体操等の指導	実施	実施	高齢者安心課
行政 ↓ 住民	(二次予防事業) ●低栄養改善事業	管理栄養士が訪問し、食生活改善の相談、指導	実施	実施	高齢者安心課

### 3) 地産地消・食文化の継承活動の推進

生活する地域で採れる食材は、その地域の食文化に深い関わりをもっています。伝統的な食文化を守り、地域の農林漁業や豊かな自然を大切に思う気持ちを育てることを目的として、地域で生産された食材をその地域で消費する「地産地消」を推進します。

#### ☆農業・漁業・林業とふれあう活動の推進

食生活とは、生きものである動物や植物を食料とすることです。それは、自然の恩恵により成り立ち、農林漁業者をはじめ、食に関わる人々の活動により支えられています。そのことについて感謝する心を持ち、理解を深めるために、さまざまな農林漁業体験を実施します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
農林漁業者・ 地域 ↓ 園児・児童・ 生徒	○農林漁業体験の 実施	教育・保育機関において農林漁業体験などを通じて自然の恵みや食物の大切さ、生産現場への関心や理解を深めるための学習を行う	実施 (一部学校)	実施 (全学校)	教育委員会(全保育・教育機関)

#### ☆地産地消の推進

安心・安全な食生活をおくるため、生産者と消費者の相互理解や関心を深めるように交流ができる機会を増やす取り組みを行います。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政・J A 他 8 団体 ↓ 地域	●地産地消推進事業 (安来農林振興協議会)	安来市産野菜直売所等の活動の推進、交流活動事業(農業体験事業)、農商工連携活動などを行う	実施	実施	農林振興課
学校・地域 ↓ 児童・生徒	○地産地消について理解を深める学習の展開	日本の食料自給率、食品添加物等の実態を知るとともに、安来市産の食材を生かした調理実習を行う	実施 (一部学校) 小学校 2校 中学校 2校	実施 (一部学校) 小学校 6校 中学校 3校	教育委員会
学校 ↓ 地域・市外	◎地産地消について体験や学習を通じた情報提供	小学校・中学校において安来市産の伯太番茶、たけのこ、どじょうなどについて積極的に体験や学習を行い、その内容をメディアを通じて情報提供する	-	実施	教育委員会

#### ☆伝統あるすぐれた食文化を継承する取り組み

地域の伝統的な行事や作法と結びついた特色ある食文化や、豊かな味覚を継承する取り組みを行います。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
学校・地域 ↓ 児童・生徒・ 保護者	◎学校で安来市の各地域の伝統料理の情報提供	安来市の伝統料理(行事食等)、食の歴史などを学校給食・調理実習・保護者との料理体験・ホームページなどを通じて情報提供する	-	実施 (給食については給食実施教育機関)	教育委員会(全教育機関)

#### 4) 食の安全についての情報提供

食育においては、食品の安全性が確保され、安心して消費できることが、健全な食生活の基礎であると考えます。輸入した食品の残留農薬問題、米国などでのBSE問題など、輸入食品の安全性が問題視されています。

一部のマスコミの根拠の無い情報に惑わされたり、過剰反応をしないような、賢い消費者としての判断力を身に付けることが大事です。

生産者と消費者が情報を共有することや、地域のコミュニティーを形成することは、食品の安全に関する知識と理解を深めるうえで大切なことです。

#### ☆食品の安全性や栄養等に関する情報提供

消費者や農林漁業者が食品の安全に関する様々な情報を入手できるように、安来市のホームページなどを通じて分かりやすく情報を提供します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 農林漁業者・ 地域	◎食の安心・安全に関する情報を提供	市のホームページにより、消費者や農林漁業者に食の安心・安全に関する情報を提供	-	実施	農林振興課
行政 ↓ 食品関連業者	○健康づくり応援店 (外食栄養成分表示店)	食品関連業者へ外食栄養成分を表示するように呼びかける取り組み	実施 (21件)	実施	いきいき健康課
行政 ↓ 子ども、家庭	●乳幼児健康診査での食の安心・安全の普及	4か月児健診、9か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診における栄養相談の中で、食品の安心・安全に関する知識の普及をする	実施	実施	子ども未来課
行政 ↓ 家庭	●離乳食教室での食の安心・安全の普及	発育・発達の段階にあわせた離乳食指導や相談を実施するなかで、食材の安全性などについて情報提供をする	年24回	年24回	子ども未来課

## ☆安心・安全な学校給食の促進

食品生産者・製造者と連携し学校給食における食材の安全確保を行います。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政・学校 ↓ 食品生産者・ 製造者	●食品表示の活用	学校給食の食材について、食品生産者・製造者に食品表示を促すことにより、着色料や保存料などの少ない食材を使用する。	実施	実施	教育委員会（全小学校・伯太中学校）

## ☆アレルギーに対する就学までの家庭支援

食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもの食事、特に除去食については、専門医やかかりつけ医などの指導、指示が必要です。安易に長期間制限を続けるのではなく、家庭との連携のもと、定期的に主治医で受診し、指示を受けるなど、適切に対応することを目指します。

誰が ↓ 誰に	事業 ◎新規・○拡張・●継続	事業内容	現 状 (平成22年度)	計画目標 (平成27年度)	所 管 課
行政 ↓ 保護者	●アレルギー疾患診断書（指示書）の提出	保育施設において食品の除去を保護者が申し出た場合、食物アレルギー疾患診断書（指示書）を渡し、医療機関に受診してもらう	実施	実施	子ども 未来課

## 資料 1

## 用語説明

用語	意味
アナフィラキシーショック	アナフィラキシーの激しい場合で、じんましん・呼吸困難・下痢・低血圧などが起こり生命の危険をともなうもの。虫刺されやペニシリンなどの薬物によって起こることがある。
アレルギー反応	一種の免疫反応で、人の体には、細菌やウイルスなどの、体に有害な物質が入ってきた場合に、それを排除して、体を外敵から守るという働きが備わっている
栄養教諭	学校の児童・生徒への食に関する指導、学校給食の管理などを行う教諭 安来市では5人配置
学校給食法	学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的として制定された法律
協働	行政と住民とが共通の目的を達成したり、課題を解決すること。
健康づくり応援店（外食栄養成分表示店）	定食などのおすすめメニューの栄養価が表示されたり、栄養や健康に関する情報を提供している店
健康やすぎ21（第1次計画）	健康増進法に基づく安来市の健康増進計画
（財）島根県学校給食会	主に学校給食の安心・安全な物資の安定供給を目的とした財団法人
歯周病	口腔内の歯周病原性細菌（歯周病を引き起こす細菌）によって引き起こされる感染症
思春期	人間の生殖機能、生理機能が成熟し、心身ともに子どもから大人に変化する時期
島根県食育推進計画	島根らしい食育の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため平成19年3月に策定された計画
就学前期	小学校に就学するまでの間の乳幼児
主食・主菜・副菜	主食…飯、パン、麺類など日常の食事の中心となる食物 主菜…肉、魚などを主材料とする、主食以外で食事の最も中心的な位置を占める料理 副菜…野菜や芋などを主材料とする、主食や主菜を補い、生かすような料理
小中高校期	小学校入学から概ね18歳までの期間
除去食	原因になる食品を取り除いた、食物アレルギーの食事療法
食育基本法	現在及び未来にわたる健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に制定された法律
食育月間・食育の日	内閣府が、食育の普及を図るために、毎年6月を食育月間、毎月19日を「食育の日」として定めた月日
食育推進関連団体	食育を推進するボランティア団体 安来市食生活改善推進協議会・安来市健康推進会議など

食生活改善推進協議会	食生活を中心とした栄養や健康について学び、調理実習などを通じて地域の食生活の改善に取り組むボランティア
食品添加物	食品の製造・加工・保存の過程で、品質・保存性の向上・着色などのために添加する物質
食品表示	食品に関するさまざまな情報を消費者に知らせるための表示。生鮮食品については名称・原産地、該当する場合は養殖などを、加工食品については品名・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者などを一括して表示する。
成人期	20歳前後から概ね64歳までの期間
地区健康推進会議	安来市健康推進会議の構成団体であり、各地区交流センター単位で組織し地区ごとの健康づくり活動に取り組んでいる
地産地消	その地域で作られた農産物や水産物を、その地域で消費すること
地場産物	島根県内（安来市内を含む）で収穫されたもの
長期休業	安来市の幼稚園・小学校・中学校において概ね以下の休業日の期間を言う 学年始休業日 4月1日から4月7日まで 夏季休業日 7月21日から8月31日まで 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
乳幼児期	乳児は満1歳に見たない者、幼児は、1歳以上小学校に入学するまでの者
8020運動	80歳で20本以上自分の歯を保つための運動
BMI	現在の日本で最も多く用いられている肥満の判定基準がBMI (Body Mass Index) BMI 22の場合を標準体重としており、25以上の場合を肥満、18.5未満である場合を低体重としている。 「BMIの計算式」 BMI指数 = 体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)}
フッ化物洗口	フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法である
保育所保育指針	保育内容の質の向上を目的とした指針
マタニティ教室	妊婦のために行う妊娠中の生活や食事についての教室
安来市健康推進会議	健康づくりからまちづくりをめざした関係機関・団体で構成した組織であり、健康やすぎ21の推進母体である
安来市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）	少子化対策の一環として市町村が策定する計画
やすぎ直売組織ネットワーク	安来市内の野菜などの直販所で活動する団体で構成された組織
安来農林振興協議会	安来市における農林業の振興を図り、その発展と経営の安定に資することを目的とした、農畜林水産業の関係機関で構成された協議会（構成機関） 安来市・やすぎ農業協同組合・島根県東部農業共済組合・しまね東部森林組合・島根東酪農農業協同組合・伯太町茶農業協同組合・安来市農業委員会・島根県東部農林振興センター・中国四国農政局島根農政事務所・（財）安来ふるさと公社

## 資料2

## 安来市食育推進計画策定経過

時 期	内 容
平成22年6月 ～9月	食育推進計画作業部会（計3回）
9月	安来市食育推進計画策定委員会設置要綱施行
9月～11月	食育推進計画作業部会（計2回） 安来市食育推進計画策定委員委嘱・任命
12月	食育推進計画作業部会（計2回） 第1回安来市食育推進計画策定委員会
平成23年1月	食育推進計画作業部会（計2回） 第2回安来市食育推進計画策定委員会
2月	食育推進計画作業部会 関係機関ヒアリング 第3回安来市食育推進計画策定委員会
3月	食育推進計画作業部会 パブリックコメントの実施 第4回安来市食育推進計画策定委員会

### 資料3

## 安来市食育推進計画策定委員会設置要綱

平成22年8月30日  
告示第107号

#### (設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条の規定に基づき、市の食育推進計画を策定するため、安来市食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 安来市食育推進計画の策定に関すること。  
(2) その他前号の策定に関し、必要と認められる事項

#### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる機関等をもって構成し、委員15人以内で組織する。  
(1) 中国四国農政局島根農政事務所  
(2) 島根県松江保健所  
(3) 島根県栄養士会安来地区会  
(4) 安来市食生活改善推進協議会  
(5) 安来市健康推進会議  
(6) 安来市医師会  
(7) 島根県歯科医師会安来支部  
(8) やすぎ農業協同組合  
(9) 安来市PTA連合会  
(10) 安来市教育委員会  
(11) 安来市  
2 委員は、前項各号に掲げる機関等から選出された者を市長が委嘱し、又は任命する。  
3 委員は、安来市食育推進計画の策定に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。  
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。  
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (関係者の出席)

第6条 委員会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会総務担当課において処理する。

#### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この告示は、平成22年9月1日から施行する。  
2 この告示は、平成23年8月31日限り、その効力を失う。

# 安来市食育推進計画策定委員名簿

任期（平成22年11月1日～平成23年8月31日）

（敬称略）

機関・団体名称	委員氏名	備考
中国四国農政局島根農政事務所	須山 義樹	
島根県松江保健所	坂本 弘子	
島根県栄養士会安来地区会	井上 さくら	
安来市食生活改善推進協議会	岡崎 憲枝	
安来市健康推進会議	三島 俊夫	
安来市医師会	杉原 徳郎	
島根県歯科医師会安来支部	吉田 敬	
やすぎ農業協同組合	二岡 ユリ	
安来市PTA連合会	作野 幸憲	会長
安来市教育委員会	平井 禎	
	上田 稔枝	副会長
	秋田 健一	
	勝部 雅之	
安来市	石丸 秀一	
	沼田 年子	

## 事務局

教育総務課	岩田 理嗣
	細田 浩
	仙田 友紀枝

## 安来市食育推進計画策定作業部会

いきいき健康課	原 香代子
	松浦 志穂
子ども未来課	中村 一博
	和田 美和
教育総務課	細田 浩
	仙田 友紀枝